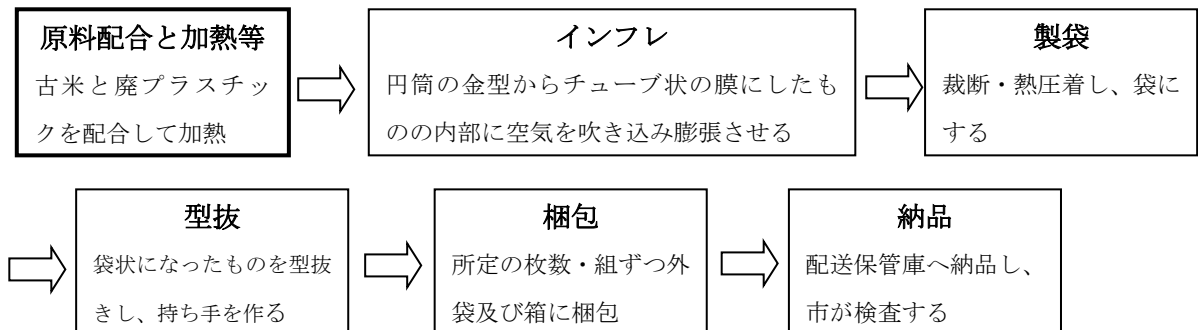


指定ごみ袋の一部の不具合について

1 不具合の発生原因

- ・市指定ごみ袋（燃やせるごみ、生ごみ）は、食用に適さない古米、碎米、米ぬかなどの米穀系原料に、廃プラスチック及びポリエチレンを混練したバイオマスプラスチックで作製している。
- ・米穀系原料は、収穫や流通状況などの状況により、品目や種類が変動することがあるため、原料の配合状況に合わせてポリエチレンの量を調整し、加熱する工程を経て、素材シートを作製する。
- ・今回の不具合は、その調整が不十分で、一部の強度の弱い素材が作製されたため生じたもの。

2 指定ごみ袋（燃やせるごみ・生ごみ用）の作製工程



※太枠内の過程で調整が不十分だったことが原因

3 再発防止策

製造事業者	①原料配合の改善（7月納品分より改善済み） ②検査工程の追加（型抜き後の商品を実際に広げて、破れないことを確認。7月納品分より改善済み） ③性能評価検査の回数及び種類の追加（9月作成分より改善済み） ④外袋へ製造月の印字（次年度発注分から実施予定） ⑤個々の袋へ製造事業者の問い合わせ先を印字（次年度発注分から実施予定）
市	納品検査時の検査体制及び項目の強化

4 広報上越 12月15日号の掲載内容

市の指定ごみ袋（燃やせるごみ・生ごみ用）で、3月～5月に作製したものの一部に、破れやすい製品が混入していました。販売店の在庫はすでに回収済みで、現在店頭で販売している袋の品質は確保されています。

各家庭で買い置きされている袋に同様の不具合がある場合は、ご迷惑とお手数をおかけしますが、次のとおり交換を行います。

- レシートがある場合…お買い求めの販売店にて交換してください。
- レシートがない場合…問合せ先の製造業者または生活環境課まで連絡してください。

問合せ 製造業者(株)バイオポリ上越 (☎025-527-5525) 生活環境課 (☎025-526-5111 内線 1227)